

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上島 寛弘

### 納税課のデータ改竄被害に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

納税課（再任用職員）による大量のデータ改竄被害の現状と今後

2 質問の要旨

1. 何故、納税課（再任用職員）、鎌倉市職員労働組合副委員長である小原芳則は数回に亘り、常習的にデータを改竄するよう若手職員に指示をしたのか。その理由について小原氏は何と言っているか。
2. 本件に係るデータ改竄の実行者は全て同一人物によるものか。小原氏自らが行ったケース、その他の第三の職員が実行したケースはないか。
3. データの改竄という行為を実行者自身は何故行つたと証言をしているのか。誰かの指示か。何という指示があったのか。実行者が複数いる場合は其々の証言を明らかにせよ。
4. データを改竄したそのログデータ、使われたIDなど、データ改竄に係る疎明資料の保全は万全か。万が一の事故、デリートに備え、きちんと保管して頂きたいが、如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 2 日まで） ・ 無

（理由：答弁作成にあたっては其々の関係者が良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないように、細心かつ厳粛に対応頂きたい。その上で、大変重大な事態として緊急質問や議長、副議長に議会再開を要請することも辞さない為、速やかに答弁を求める。）